

## 科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成25年6月19日現在

機関番号：32690

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2010～2012

課題番号：22720013

研究課題名（和文） 近代のドイツと日本におけるカント平和論の軍国主義的利用とその問題点に関する研究

研究課題名（英文） Studies pertaining to the militaristic use of Kant's theory of peace and its issues in modern Germany and Japan

研究代表者

伊藤 貴雄（TAKAO ITO）

創価大学・文学部・准教授

研究者番号：70440237

研究成果の概要（和文）：カントは『永遠平和のために』第三予備条項で常備軍の撤廃を主張している。だが戦前のドイツと日本では、国民皆兵制を肯定するカント解釈が主流だった。少なからぬ学者たちが、国民の軍事演習は人間を単なる機械や道具として扱うものではないので倫理的に許される、と主張していたのである。その結果、カント平和論は徴兵制の正当化に利用された。本研究ではこの軍国主義的カント解釈の成立過程を調査するとともに、そうした解釈が妥当か否かを彼やその後継者たちの著作を基に考察した。

研究成果の概要（英文）：In the third preliminary article of *Toward Perpetual Peace* (1795), Kant insists on the abolition of standing armies (*miles perpetuus*). However, before and during World War II, universal conscription was affirmed in the mainstream interpretation of Kant's theory of peace. Not a few scholars argued that the people's military exercises are ethically permissible because it does not regard the people as mere machines or tools. As a result, Kant's theory of peace was used to justify military conscription. In this study, how the militaristic interpretation of Kant's theory was formed is investigated and the validity of the interpretation is examined based on the writings of Kant and his successors.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	1,400,000	420,000	1,820,000
2011年度	1,100,000	330,000	1,430,000
2012年度	700,000	210,000	910,000
年度			
年度			
総計	3,200,000	960,000	4,160,000

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：哲学・倫理学

キーワード：哲学・倫理学・思想史・平和論・カント・フィヒテ・徴兵制・世界市民

## 1. 研究開始当初の背景

(1) 本研究の着想は、私の博士論文「初期ショーペンハウアーの社会哲学的研究」（創価大学、2006年提出）の執筆を通して得られた。同論文では、ショーペンハウアー哲学の

形成の背景に、彼自身の若き日の《兵役拒否》経験があったことを論証したが、研究の結果、ショーペンハウアーに戦争参加を命じたのが彼の指導教授フィヒテであったこと、しかもフィヒテはカント平和論を用いて徴兵制

の正当化を行っていたことが判明した。その後、戦時期の思想家たちのカント受容史を調べる機会があり、フィヒテと同じく徴兵制を擁護したカント解釈を多数発見した。ここに、戦時下のカント学者たちが反体制たり得なかった理由が隠されているのではないかと考え、カント受容史を徹底して洗い直す必要を覚えたのである。

(2) カントは平和論の古典とされる『永遠平和のために』(1795年)において、「殺すため、あるいは殺されたりするために兵隊に雇われることは、人間を単なる機械や道具として国家の手で使用することを含んでいる」という理由で《常備軍の撤廃》を唱えている。と同時に、「もっとも、国民が自分や祖国を外部からの攻撃に対してそなえるために、自発的に武器をとって定期的に繰り返す軍事演習」は倫理的に許されるとして、《国民の自衛軍》を認めている。

この二つのテーゼを総合すると、《国民の自衛軍》が許されるのは、それが人間を単なる機械や道具として扱わないからだ、という第三のテーゼが出てこよう。そしてこの論理に従えば、フランス革命で誕生した《国民軍》も倫理的に許容範囲にある。ところが国民軍は《国民皆兵》を前提とする。皆兵制は倫理的に肯定されるのか？ だが先述のように、少なくとも戦前のドイツと日本では、皆兵制を肯定する解釈が主流であった。しかもその結果、カント平和論は《徴兵制の正当化》に利用されていたのである。

哲学者たちの手でカント平和論がいかに骨抜きにされてきたか。この驚くべき事実に着目した研究は、管見の限り、国内にも国外にも存在しない。この負の歴史が戦後一度も精算されないままカントの現代的意義を説く論が出続けたとしても、カント平和論の射程を正しく把握したとはとても言えないはずである。ドイツと違い、戦後すぐに徴兵制を廃止した日本においてこそ、制度的呪縛を免れたカント解釈は可能であるし、また可能でなければならない。そうした新解釈へ道を開くため、カント受容史の批判的再検討を行おうと考えた。

## 2. 研究の目的

本研究は、独日におけるカント平和論受容史を、『永遠平和のために』刊行直後の1800年前後から、第二次大戦終結までの時期を対象にして、以下の研究課題のもとに解明する。

(1) カント平和論の軍国主義的解釈は、いつ、誰によって、いかなる状況のもとで考案されたのか。また、その後いかなるプロセスを経て継承され、発展を見たのか。これらを解明した上で、大戦期の独日両国でカント学者が反体制たり得なかった理由を考察する。

(2) 特に、カント倫理学の掲げる“人間を

単なる手段としてではなく同時に目的としても扱え”という指針が、国民皆兵制の理念と結びついたのはいかなる経緯からだったのか。また、この結びつきが果たしてカント自身の意図に添うものか否かを考察する。

(3) そもそもカント哲学には、徴兵制を正当化する要素が本当に存在するのか。各時期の軍国主義的解釈を検討し、カント本来の立場と、後代に付加された解釈とを選び分ける。これによって、軍国主義的解釈を封じる論理をカント哲学そのものから導き出す。

## 3. 研究の方法

(1) カント平和論受容史の《社会史的研究》を試みた。哲学関係以外に政治関係文献にも目配りすることにより、哲学界と政治界とがカント哲学の用語を共有していた事態を明らかにし、カント解釈史と独日の政治史との対応関係を立体的に把握するよう努めた。文献収集については、最初に近現代ドイツ史・日本史・軍事史関連の専門家の助言を頂きつつ、国内外の古書店や図書館を通して、カント平和論に言及した資料を購入・複写した。19世紀～20世紀初頭のドイツの文献はフランクフルト大学図書館でも収集した。

(2) 具体的には、大別して以下の二つの方向から研究を進めた。

① カント自身の政治思想の内実を精確に把握する作業。その際、カント平和論の形成過程を(18世紀後半ドイツという歴史的コンテクストもあわせて)正確に押さえることが必要となるが、とくに平和論の理論的中核をなす「世界市民」(Weltbürger, Kosmopolit)という概念を中心に作業を行った。

② カント没後の平和論受容史を探索する作業。とくに上記の世界市民主義がドイツの国民国家思潮の吸収・統合されていく過程を、19世紀初頭～前半のドイツ、19世紀中盤～後半のドイツ、19世紀末～20世紀初頭のドイツ・日本、という大きく三つの時期にわたって追跡し考察した。また、この作業と並行しながら、カント的な世界市民主義を国民国家思潮とは異なる形で継承しようとした思想家の系譜にも注目し、カント受容史を可能な限り多角的に把握するよう努めた。

## 4. 研究成果

(1) まず、カント平和論の本来的な意図と射程を精確に把握するため、その理論的中核をなす「世界市民」という概念の形成過程を跡づけた。その結果、いわゆる批判期よりもはるか前の、40歳時の著作『美と崇高との感情に関する観察』(1764年)に早くも世界市民主義の表明がうかがえること、また、その主張の背景には七年戦争(1756-1763年)におけるカント自身の痛切な戦争経験があったことが浮かび上がってきた。更に、カント

の世界市民主義はいわゆる《四海同胞》的なものではなく、《自律性》を核とするものであること、そのために彼は 18 世紀後半以降のドイツにおける愛国主義の高揚に対してもある程度距離を置くに至ったということが明らかになった（論文「カント世界市民論の成立原点——『美と崇高との感情に関する観察』再読」）。

(2) 次に、18 世紀末以降の国民国家思潮に対するカントの立ち位置を明確に把握するため、彼が《国民皆兵制》についてどのように考えていたかを検討した。第一に、『永遠平和のために』の第三確定条項（世界市民法）を、兵役拒否者に《亡命権》を保障する思想として解釈することも可能である。基本的にカントは、当時のプロイセンの軍制（常備軍中心の徴兵制）に対して批判的な姿勢を有しているといえる。第二に、晩年の著作『人倫の形而上学』（1797 年）では、《国家の国民に対する徴兵権》は《主権者の国民に対する義務》から導かれるのであって、その逆ではないと主張し、国家が徴兵権を発動するか否かはあくまで主権者である議会の判断に委ねられるべきであるということを強調している。カントの共和主義的側面を物語る主張である。——以上を要するに、カントは国民国家思潮とかなりの程度軌を一にしていたといえるが、根本的には、共和主義の主体である個人に判断の《自律》を課している点において、彼の思想は必ずしも近代の国民皆兵制を無条件に肯定するものではなかったと考えてよいだろう（論文「永遠平和論の背面——近代軍制史のなかのカント」）。

(3) 上記の研究と並行して、19 世紀初頭の対仏解放戦争期（1813～14 年）のフィヒテの徴兵論に注目し、カント的な世界市民主義がドイツ国民国家思潮に吸収・統合されていく過程を考察した。フィヒテは、プロイセンが開戦時に新設した《一般兵役義務制》に賛同して、史上初の《学徒出陣》を学生に訴えるが、そのとき彼はカント的な《目的の国》を地上に実現することに戦争の意義を見ていた。フィヒテによれば、解放戦争は「王家の戦争」ではなく、自由を擁護するための「国民の戦争」であるから、全国民が参戦義務をもつ。従来の軍制は、金納による兵役代行を認めていたので、人間を単に物件（手段）としてのみ扱う制度であって道徳的に許されないが、新しい国民皆兵制は人間を同時に人格（目的）としても扱う制度であるゆえに道徳性に適うというのである。このフィヒテの主張は明らかにカントの倫理学の枠組を援用したものである。——しかし、当初《時限立法》だったプロイセンの一般兵役義務制は、1814 年に《恒久立法》化される。そしてその後、フィヒテの理想とは逆の《常備軍中心体制》を整えていく。1848 年、1860 年、1867

年の三度の軍制改革を経たときには、軍隊は国民軍隊から大衆的職業軍隊に転化しており、もはやカントやフィヒテの理想とは対極に位置するものとなっていた。だが、国民皆兵制を基礎づけるフィヒテのカント解釈のみは、現状を肯定する理論として継承されていた（論文「フィヒテのペスタロッチ受容」及び「永遠平和論の背面」）。

なお、カントの倫理学を用いて国民皆兵制を基礎づける議論は、フィヒテに少し先立つ形でプロイセンの軍人ポイエン（彼はカントの教え子の一人でもある）が行っている。今回完全に明らかにすることはできなかったが、彼とフィヒテとの思想的影響関係も看過できない（発表「『ドイツ哲学と政治』再読——カント批判を中心に」）。

(4) 上述のようなフィヒテのカント平和論解釈の路線が、同戦争終了後の反動期ドイツでどう受容されたかを、ヘーゲル法哲学との関連で調査した。兵役の法哲学的意味を軸に解釈すると、ヘーゲル法哲学には解放戦争後のプロイセンにおける反動的軍制との対応関係を認めることができる。すなわち、ヘーゲルは『法の哲学』（1820 年）において国民皆兵制を支持するのだが、「差異性なくして同一性なし」という弁証法的な観点から、一般民兵とは異なる職業軍人の意義を認めており、あくまで常備軍中心の徴兵制を考えている（論文「ヘーゲルとショーペンハウアー——根拠律の社会哲学」）。

一方、ヘーゲルと対照的な立場をとるのが、終始カント主義者としての自負を有していたショーペンハウアーである。『パレルガとパラリポメナ』（1851 年）で彼は、アダム・スミスの《分業》思想を継承している。すなわち、常備軍は一部の国民（職業軍人）が自分の生命を国家に譲渡することと引き換えに賃金を得るという制度であり、そこでは兵士の生命は単なる手段（物件）として扱われている。したがって、兵役はあくまで労働契約なのであり、それを好まない国民に強いるべき義務ではない、ということになる。この主張には、ショーペンハウアー自身が対仏解放戦争に行った《兵営拒否》の経験が反映されていると見てよい。興味深いのは、彼がカント倫理学の説く「人格を単なる手段としてではなく同時に目的としても扱え」という定言命法を退けつつ、兵役拒否の理論的根拠を探っていることである（論文「ショーペンハウアー法哲学の成立史——カント・フィヒテの国家契約論との関係」）。

(5) これまで見てきたような幾つかの思想因子が、19 世紀末～20 世紀初頭のドイツと日本でいかに受容されたかを跡づけた。まずフィヒテ的なカント平和論理解を継承し、定着させるうえで大きな影響を与えた一人にパウルゼンがいる。彼は『イマヌエル・カン

ト』(1898年)のなかで、一般兵役義務制の登場によって戦争が全国民の事業となったため、共和制を永遠平和への道程と見るカントの予想は外れたと述べ、そのうえで、義務兵役が国民をして戦争に慎重な姿勢をとらせていることはカントも評価するだろう、と主張している。また、日本において同様の解釈を普及させたのが鹿子木員信である。彼は講演「カントの『永遠の平和』を論ず」(1916年)で、カントの時代の常備軍は《傭兵制》に基づく軍隊であり、「シュタイン、シャルンホルスト、グナイゼナウ等の胸に生れ、カントの死後漸くその実現を見るに至った国民的常備軍、国民的徴兵制度、即ち高貴なる義務の上に立つ常備軍なるものを〔カントは〕知らなかった」と述べ、もしカントが今日のドイツや日本における一般兵役義務制を目にしたならば、必ずそれに賛同しただろうと主張している。こうした鹿子木のカント解釈の影響は、その後の朝永三十郎や篠田英雄といったカント学者にも看取することができる(論文「永遠平和論の背面」、発表『ドイツ哲学と政治』再読)。

しかし、以上とは異なる形でカント平和論を継承した人々もいたことを忘れてはならないだろう。その代表格として中江兆民がいる。『三粹人経綸問答』(1887年)からは、彼がカント平和論を、一般兵役義務制のような徴兵制とは相容れないものとして捉えていたことがうかがえる。また、管見の限りで言えば、近代日本における「地球市民」「世界市民」概念の先駆的使用者としては、第一に内村鑑三、第二に幸徳秋水、第三に牧口常三郎の三人を数えることができるが、彼らがいずれもカント平和論の影響を陰に陽に被っているという事実は重要である(論文「近代日本における世界市民の概念史」)。

最後に本研究全体の意義を総括的に述べておく。従来、カント平和論の研究は《ポジティブな受容史》にばかり焦点を当ててきた。これに対して本研究は、カント平和論の《ネガティブな受容史》に注目する初の試みである。なお、以前にも、第三帝国期のカント学者たちを扱った研究はあるが、知識人の権力迎合を断罪する表層的な作業に終始しており、“平和論の戦争利用”という歴史の深層部分を見落としている。断罪と精算とは異なる。歴史の正しい清算は、未来を眼差すものでなければならない。本研究は、軍国主義的カント解釈の歴史を最大限正確につかむことで、むしろ、軍国主義的利用を封じる解釈の可能性を探り、カント平和論の真の射程を明らかにすることを目指している。

しかしながら今回は18世紀末から20世紀初頭までのかなり長い期間を調査対象としたこともあり、受容史の概略をつかむ作業で

終わった感が否めない。今後残された課題は、個々の論点を更に詳細に解きほぐして丁寧に叙述することである。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計6件)

①伊藤貴雄「ショーペンハウアー法哲学の成立史——カント・フィヒテの国家契約論との関係」、創価大学人文学会編『創価大学人文論集』第25号、2013年3月、49-82頁。

②伊藤貴雄「ヘーゲルとショーペンハウアー——根拠律の社会哲学」、日本ヘーゲル学会編『ヘーゲル哲学研究』第18号、2012年12月、102-114頁。

③伊藤貴雄「近代日本における世界市民の概念史(1)——内村鑑三『基督信徒の慰』」、創価大学人間学会編『創価人間学論集』第5号、2012年3月、51-78頁。

<http://hdl.handle.net/10911/3357>

④伊藤貴雄「カント世界市民論の成立原点——『美と崇高の感情に関する観察』再読」、カント研究会編『現代カント研究』第12巻、晃洋書房、2012年3月、90-110頁。(査読有)

⑤伊藤貴雄「永遠平和論の背面——近代軍制史のなかのカント」、東洋哲学研究所編『東洋哲学研究所紀要』第27号、2011年12月、49-62頁。

[http://www.totetu.org/assets/media/paper/k027\\_253.pdf](http://www.totetu.org/assets/media/paper/k027_253.pdf)

⑥伊藤貴雄「フィヒテのペスタロッツ受容」、日本ペスタロッツ・フレーベル学会編集『人間教育の探究』第22号、2010年5月、15-35頁。(査読有)

〔学会発表〕(計6件)

①伊藤貴雄「若きショーペンハウアーにおけるカント・フィヒテ法論の受容」、カント研究会第261回例会、2012年6月24日、法政大学。

②伊藤貴雄「『ドイツ哲学と政治』再読——カント批判を中心に」、日本デューイ学会第55回研究大会、2011年10月1日、関西学院大学。

③伊藤貴雄「カント世界市民論の成立原点——『美と崇高の感情に関する観察』再読」、カント研究会第248回例会、2011年1月30日、法政大学。

④Takao Ito, „Fichte and Schopenhauer in the War of Liberation“, 第5回ショーペンハウアー・コロキウム(国際ショーペンハウアー協会主催)、2010年9月20日、マインツ大学(ドイツ)。

⑤伊藤貴雄「カント世界市民論の人間学的基盤」、カント研究会第243回例会、2010年7

月 25 日、法政大学。

⑥伊藤貴雄「フィヒテとショーペンハウアーの国家論」、第 5 回三宅アーベント（学習院大学西洋哲学研究会）、2010 年 6 月 5 日、学習院大学。

〔図書〕（計 1 件）

①日本ヘルマン・ヘッセ研究会編訳『ヘルマン・ヘッセ エッセイ全集 8—時代批評—』、臨川書店、2010 年 11 月。全 374 頁中、第一時世界大戦期前半部（1-93 頁）を担当。

〔産業財産権〕

○出願状況（計 0 件）

○取得状況（計 0 件）

〔その他〕

ホームページ等

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

伊藤貴雄 (TAKAO ITO)  
創価大学・文学部・准教授  
研究者番号：70440237

### (2) 研究分担者

なし

### (3) 連携研究者

なし